

令和8年第4回江北町議会（臨時会）会議録									
招 集 年 月 日	令和8年6月30日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和8年6月30日 午前10時00分 令和8年6月30日 午前11時36分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	7 番	池 田 和 幸		8 番	西 原 好 文		9 番	田 中 宏 之	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	健康福祉課長		松 田 佳世子		○
	副 町 長	山 下 宗 人		○	地域づくり課長		宮 本 大 樹		○
	教 育 長	牟 田 久 俊		○	農業委員会事務局長		本 村 健一郎		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦		○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二							
	書 記	山 下 太 郎							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 6 月 30 日

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 38 号 令和 8 年度江北町一般会計補正予算（第 2 号）

午前 10 時 開会

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和 8 年第 4 回江北町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において 7 番池田和幸議員、8 番西原好文議員、9 番田中宏之議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第 2. 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 38 号

○井上敏文議長

日程第 3. 議案第 38 号を上程いたします。

議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

(朗読省略)

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日は臨時議会を招集させていただきました。といいますのも、去る6月5日に国の補正予算が成立をいたしまして、その補正予算の中に含まれております自治体向けの物価高騰対策の臨時交付金の内示が即日行われましたものですから、これを踏まえて、江北町が実施をしております物価高騰対策に事業を追加するための予算をお願いしたいからであります。

それでは、本日提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

議案第38号 令和8年度江北町一般会計補正予算（第2号）になります。

今回の補正額は1億768万8千円を増額し、歳入歳出予算総額を82億1,284万1千円とするものであります。

先ほども申し上げましたが、国において不透明化する中東情勢の影響に対応するための令和8年度補正予算が6月5日に成立をいたしました。これは閣議決定から3日間の審議でのスピード成立となり、直近でいきますと、熊本地震発生に伴う補正予算と同様の取扱いというスピード成立というふうに聞いておりますけれども、今回成立をいたしまして、地方自治体へも重点支援地方交付金を活用した事業の早期予算化が通知をされたところであります。

本町における物価高騰対策については4つの柱を軸に進めております。

まず1つには、町民を守る4つの柱として、暮らしを守る、健康を守る、産業を守る、そして、学びを守るという4つの柱を軸に、適切な時期に適切な支援を行うということで進めてきておりますけれども、今回の国の通知を踏まえ、補正予算では、生活者や事業者に速やかな支援が行えるよう、プッシュ型での支援を含めて予算の編成を行ったところであります。

まず、暮らしを守るということでいきますと、エネルギー価格高騰や物価高騰の影響で地域活動の停滞が生じることがないように、各区に活動費の支援を行いたいと思っております。また、各家庭の電気代の負担軽減を図り、また、CO₂削減及び熱中症対策にも資するために、省エネエアコンの購入費用、これは買換えと新設併せてですけれども、購入費用の一部に補助を行いたいと思っております。さらに申し上げますと、原料でありますナフサの高騰

によりまして、町民の皆さんに使用していただいている指定ごみの作成費用が例年に比べると約30%高騰しておりまして、なかなか確保が難しいという状況がありますので、今回、作成費用の予算不足が見込まれることから、あらかじめ予算補充をさせていただいて、必要なときに確保ができるように、指定ごみ袋の今後の安定供給を図るために作成費用の不足分を予算として計上させていただいております。

次に、産業を守るでいきますと、資材高騰に直面する農業者及び小規模事業者の安定的な運営を支援するための支援金を交付しております。去る6月議会におきましても、農業関係でいきますと、乾燥施設の支援事業について議決をいただきましたが、その審議の中でも、乾燥施設に限らず、農業者の皆様方が価格高騰、また、資材不足で大変な影響を受けておられるということを踏まえて、今回、予算化をしたものであります。

次に、学びを守るという観点でいきますと、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、乳幼児の給食費相当額の支援を行いたいというふうに思っております。御存じのとおり、今年度から国の施策において小学校の給食費が無償化されましたし、また、来年度からは中学校についても給食費が無償化されるということになっております。江北町はいち早く、県内で2番目だったと思いますけれども、これまで小・中学校の給食費の無償化について取組をしておりまして、江北町の子育て支援策の大きな主要な事業の一つでありましたが、全国的な取組となることによって、江北町としては、やはり新たな子育て支援策ということもこれから考えていく必要があるというふうに思っておりました。そういう中で、未就学の通園児、保育園等に通う子供たちの給食費というのは今まだ各世帯に負担をいただいておりますものですから、今回はここについて言ってみれば無償化をするということで、保育園等、また、小学校、中学校、江北町においては中学校以下は給食費が完全に無償化されるということに今回なります。

また、要保護・準要保護世帯の児童・生徒が経済的な理由による学びの機会が損なわれることがないように支援を行いたいと思います。こうした世帯については、例えば、入学準備支援金でありますとか、そうした入学のための支援ということは行われておりますけれども、それ以外の施策も含めて、やはり価格高騰のあおりを受けて学びを止めることがないように、そうした学習機会の確保をするために、経済的な負担を減らすことから支援をしていきたいということで、今回、支援を行いたいというふうに思います。

また、江北町文化協会、また、スポーツ協会、それぞれ文化活動、スポーツ活動に従事を

していただいておりますけれども、こうした分野においても価格高騰によってその活動が停滞しないようにしていきたいというふうに思っているところであります。

具体的な歳出予算としては、先ほど申し上げました暮らしを守るという観点で、物価高騰対策地域活動支援事業1,910万5千円、省エネエアコン購入支援事業2,017万円、指定ごみ袋安定供給対策事業342万1千円、次に、産業を守るという観点から、農業者物価高騰対策支援事業1,259万4千円、小規模事業者物価高騰対策支援事業2,660万1千円、3つ目、学びを守る観点から、乳幼児給食費物価高騰対策支援事業1,793万9千円、物価高騰対策学習機会確保事業285万8千円、文化活動価格高騰対策支援事業150万円、スポーツ活動物価高騰対策支援事業350万円を計上しているところであります。

主な財源としては、先ほどから御紹介をしております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及びふるさと応援基金繰入金を活用したいと思っております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井上敏文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．議案第38号 令和8年度江北町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番田中議員。

○田中宏之議員

おはようございます。事業説明書の2ページをお願いします。

省エネエアコン購入支援事業です。これは申請期間が8月3日からとなっておりますけど、8月3日といえば、今季はほとんど設置が済んでいるんじゃないかと思えますけど、例えば、今年4月からとか、そういうふうに遡った事業はできなかったのか、その辺を検討したのか、お知らせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御質問のとおり、これから設置をされる分については補助をするものですから、既に設置をされた方については、そういうことだったら待つてつけたのにとか、つけているものはもらえないのかというお気持ちがあるのは十分存じ上げておりますし、そこについても実

は中では検討をいたしました。

今回、こうした省エネエアコンの設置補助というのは、江北町が全国初というわけではなくて、全国各地で実施をされておりますし、県内でいきますと、神崎市が令和8年度から実施をされておりますし、県外でいって一番近いところは、福岡市が実は今回また同じように6月補正予算でエアコンの補助を実施されておるということなんですけれども、これはどちらかというと、制度上、臨時交付金を活用する以上、予算化以降の設置でないと臨時交付金の活用ができないということもありまして、ほかの事例も含めて、いずれも予算の議決以降の設置ということになっております。

例えば、4月以降だったらいいいじゃないかということで仮に4月以降に遡ったとしても、じゃ、今度は3月以前につけたものはどうなのかということで、やはりどこかに線を引かないといけないと思いますし、臨時交付金の取扱い上も含めて、今回、7月1日以降に購入をしていただいた方と。今日、もし議決をいただければ、明日以降の設置、申請は8月というふうにしておるというところでありますので、どうか御理解いただければと思います。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

そのことは承知しました。

あと、これは1件に1個とか、何個でも申請はできるんですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

田中議員の御質問にお答えいたします。

エアコンにつきましては、世帯で購入される場合は1個以上でも構いません。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

了解です。

あと、これは申請式になっておりますよね。ほかのはほとんどプッシュ式で、予算が余るということはないと思いますけど、今回、2,000万円ほど予算をつけてありますけど、例えば、これは3月までですかね、申請数が少なくて予算を使い切れなかった場合は国のほうに返還をしなくてはならないんですか、その辺を。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰越しができるのかという趣旨かというふうに思いますけれども、今回、国の交付金としては繰越しができません。今回、追加を受けた内示分も含めて繰越しができないので、今年度中に全て執行する必要がありますし、仮に執行ができなければ返還はする必要があるということです。

なので、今、事業費、目いっぱい交付金を充てていないんです。だから、そこは調整ができるように。なので、先ほど提案理由のときに申し上げましたように、財源は国の臨時交付金だけではなくて、今、予算上はふるさと応援基金も充てるようにしていますが、全体の事業の執行状況の中で臨時交付金のほうを当然優先的に充当していくということで、今、2,000万円ほど事業費と臨時交付金の間には実は差があります。ここを今ふるさと応援基金で埋めさせていただいているんですけど、先ほどあったように、もし申請の状況によって思うように申請が来なかったとすれば、それはふるさと応援基金のほうの財源を減らしていくというふうなつくりにしております。

先ほどプッシュ型とおっしゃいましたけれども、給付そのものをプッシュするのではなくて、対象者が把握できるものですから、その方たちにはこちらから、例えば、農業の支援とか小規模事業者の支援というのをするので、該当される方にはその案内が行きます。ほぼ申請はしていただけるだろうというふうに思っているのも、ここは大体堅いんですよね。ただ、今回のようなエアコンの購入補助というのは、その性質上、実際の実績がどのくらい上がるか分からないものですから、これが上がらなかったからといって交付金を返すことがないように、余裕という言い方はよくありませんけど、事業費は交付金を実際もらえる額よりも大きくやらせていただいているということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

しっかりと町民の皆様に周知をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

2 点ほど伺います。

事項別明細書の 1 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書となって、歳入のほうが一覧に載っております。今回の国からの補助金が716万円だったですかね。今までためていたものがそのほかと思うんですけど、この歳入金額でいうと、ためていた分が今回上がってくるものなのか。それが分かれば、1 点お願いします。

それともう一点、これは事業説明書の 1 ページなんですけど、先ほど総務課長が勉強会の折に説明をいただきました。仲町あたりは、公民館もない、戸数も少ないということで10万円だけですよね。この対象経費という中に、非常に使い勝手のいい財源だなというふうなことで、逆に言えば、私はそういった世帯の少ない地区、これは議運の中でも話が出ました。多いところでいえば最悪の場合は10万円、一番多いところで80万円ですよね。同じ町内に住んでいて10万円と80万円という開きを町民がどう捉えるかということです。

この中に、畳替えとかなんとかできるというようなことで、私のところの区もいろんな財源を探してみて、畳替えだけがどうしてもできないので、何かいい財源がないだろうかということで、今回、こういったことで出ています。ただ、悲しきかな、うちの場合、40万円にかがりつく、真ん中の30万円でいえば60万円にかがりつく。畳替えだけでも60万円といわないぐらいかかるんですよ。

だから、行政の考えは分からないことはないですよ。区民が多いところはそれだけ経費がかかるでしょうもんと。ただ、私は逆だと思います。区が大きければ大きいほど、区費も集まる量が多くなります。よく同僚議員が日の出の集会所の改修あたりも一般質問で出されたりしていますが、そういった小さい区が、せっかく町が今度こういった国からの支援を基にいい事業をしようと思っても、ちょっとこれでは財源が足りないなと。だから、もっと小さい区に目を向けてもらいたかったなと残念な気がするんですが、そこら辺の協議はされた

ものなのか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど事前の説明のときにうまく説明できなくて恐縮ですけど、さっき仲町は10万円と言いましたけど、公民館を共用している区があります。そこは単独の区に交付するわけじゃなくて、仲町は浪花と一緒に共有をされているものですから、仲町が10万円というふうに言われると、あくまでもそれは積算の一部でありまして、今回、どう交付をするかという、浪花と仲町で50万円支給をすることになっています。ですから、先ほど言いましたけれども、公民館を共有しているところは、その積算根拠上、2つの区でまとめて交付をさせていただくということになりますので、仲町で単独で10万円お支払いすることはありません。浪花を含めて50万円お支払いをします。

ハードに幾ら使う必要がある、ソフトに幾ら使う必要があるということは特に区別をしておきませんで、あくまでもこれは支援金の積算根拠ということにしているものですから、そこは2区で話していただいて、公民館に50万円のうち幾ら使うか、ソフトとして幾ら使うかというのは考えていただいていいというふうに思っていますので、先ほどの10万円と80万円という非常に開きがあるというのはそれには当たらないということは申し上げたいというふうに思います。

今、西原議員おっしゃったように、逆に大きいところへの支援は少なくして、小さいところに大きくということも分からなくはありません。税金でいえば、累進課税みたいなものだからですね。これは結構哲学的にしっかり議論をしないと、今度は逆に、うちはこれだけ区民を抱えているのに何で町の支援がそんなに少ないのかということも言われるものですから、それは今回の支援ということではなくて、ぜひそこは議会とも議論させていただければというふうに思っています。

以上です。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の1問目の御質問にお答えしたいと思います。

今回補正額としては1億768万8千円ということでお願いをしているところでございますけど、交付限度額として7年末に内示をいただいて配分いただいている分が1億6,580万5千円でございます。これと今回補正額716万3千円ということで、合わせて1億7,296万8千円ということで内示を受けているところでございます。

事業費としてはトータルして1億8,907万3千円ということになりますので、2,000万円弱は事業費のほうが多いような状況になっておりますので、今、内示を受けている分については全て事業化しているというところでおります。

以上です。（発言する者あり）

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど西原議員から御質問いただいたのは、事項別明細書を御覧いただきたいと思います。表紙を開けていただくと、1ページ目に載っています。この中に歳入が14款。国庫支出金、今回の補正額が9,800万円ということになっておりますので、先ほどの御質問でいけば、追加内示があった分、それと、町がまだためていたと、持っていたわけじゃないんですよね。もらう権利があったというだけなものですから、今回それも活用して事業をやらせていただきますので、国から受け取られる交付金の留保分と今回の内示があった分をまとめて今回予算として上げさせていただいておりますので、補正額が9,800万円ということになっているというふうに御理解いただいたらいいかなと。ですから、これ以外の分は予算化して既にもらっていますから、だから、6月補正予算であった分もあります。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

そのもらっているお金というのは、項目でいうと町の財政的にいうと何に。（「項目」と呼ぶ者あり）項目というか、これでいうと。今回、国からの支出金の716万円というのはその中には含まれているわけでしょう。今までのためていた金というのが1億6,000万円ばかりあるわけでしょう。そのためていた金というのはどこに入っていますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

すみません、分かりやすくためていたと言っていますが、ためていたんじゃなくて、既に内示を受けていた分が1億6,000万円あったわけです。ただ、全部まだこれを事業化していなかったのので、実際、予算として組んでいたのは9,800万円から今回の700万円を引いたら9,100万円ぐらいです。それと1億6,000万円の差額の7,000万円ぐらいは既に予算として組んでいます。けれども、今回、新たに700万円分を予算として国からもらう分を予算に上げさせていただいたので、もともと当てにできる国の交付金というのは、これで全部町の予算として歳入に充てさせてもらおうと。ですから、1億6,000万円まだ丸々使っていなかったわけじゃないです。これまでもずっと価格高騰対策をしましたから。予算で議決をいただいた分はその財源として充てられていますから、まだそれに充てていなかった9,100万円と今回追加内示を受けた700万円の合わせて9,800万円を町の予算として今回歳入に上げさせていただいているということです。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

すみません、ついでと言うといけませんが、先ほどエアコンのお尋ねがありました。御存じのとおり、今、2027年問題というのがありまして、2027年からは省エネ基準が厳しくなると。ですから、それ以降については、もし買うとすれば高くなるというふうに言われています。ただ、既に町なかには2027年基準をクリアしたものがほぼメインで売られていますので、今回の補助は、もし2027年基準を買われるのであれば、限度額2分の1の10万円まで1世帯補助しますよと。それで何台買ってもらってもいいです。ただ、10万円までしか出せませんけど。

そうじゃなくて、当然、まだ2027年基準を未達成のエアコンというのも比較的安価に売っているんですよね。もしそれしか買わないのであれば限度額は5万円になりますよということなので、それで何台買っていただいても結構ですけども、1世帯当たり町のほうが支援をするのは、2027年基準を満たしているものを買うなら10万円までになりますよと、そうじゃないんだったら5万円までになりますよと。ですから、それぞれで支援をするわけじゃないということは御理解いただいたらいいかなと思います。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

すみません、議会と協議をしながら町長に言ってもらいましたので、事業説明書の1ページの世帯割のところの金額を10万円じゃなくて20万円からスタートするとか、そういったのは可能なんでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

実はこの成案を得るまでには幾つもパターンを検討しました。均等割を増やせば、当然、世帯が大きいところももっと増えるんですよ。なので、例えば、いろんな負担金は均等割と世帯割とか人口割という2つのミックスなんです。今回はソフト、ハード関係なく交付金としてお渡ししますので、事実上、ハードの分が均等割的な意味合いを持つと。公民館の規模にかかわらず、1件というか、1棟当たり30万円出させていただいていますので、さっきみたいに仲町と浪花は30万円というのは均等割がベースにあった上で世帯割ということにしています。ただ、ハードで使う分、ソフトで使う分という切り分けはしておりませんから、ハードで余計使ったり、ソフトで余計使ったりしていただくのは構いませんということです。

例えば、広域圏と同じように均等割2割、人口割8割でしたらどうなるかとか、人口割でもいろいろしましたけれども、いろいろ要素を加味した上で、これがベストバランスだということで今回上げさせていただいております。

○井上敏文議長

よろしいですか。

9 番田中議員。

○田中宏之議員

一応確認ですけど、今、町長の説明でエアコンですけど、1世帯当たり10万円。（「または5万円」と呼ぶ者あり）5万円ですよ。1台当たりじゃなくして、1世帯当たりですか。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

田中議員の御質問にお答えいたします。

補助はあくまで1世帯当たり最大10万円と5万円。基準を満たしているものは10万円、基

準を満たしていないものは5万円になります。複数台購入も可能です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

こういう言い方をするとあれですけど、何台買っていただいてもいいんですけど、1世帯に補助をさせていただくのは、2027年基準が入っていれば10万円まで、そうじゃなければ5万円までです。

先ほど遡られないのかという御質問がありました。議論ももちろんしましたけれども、制度上、また、既に実施をしている町も参考にして、今日議決をいただいて、7月1日以降の購入ということにさせていただいたんですけど、ある方といろいろ話をしていると、あー、それならまだ買わなければよかったなと言われましたが、あー、いいか、まだつけるところがほかにもあるもんねという方もおられましたので、もちろんワンルームとかにお住まいだとちょっとあれかもしれませんが、多分、全部をつけておられないようなところとか、それがあつたら、この分も大分古くなったから買い換えようというようなことはあるんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

了解です。何台買ってもいいですけど、1世帯10万円までね。あー、そういうこと。何台でもと言うもので、1台当たり10万円と思ったけど、そうじゃないんですね。あー、そういうことね。了解です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

すみません、エアコンの関連で質問なんですけど、例えば、2027年仕様というエアコンと安いほうのエアコンでどれぐらいの金額なのか、教えていただいてもいいですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

あくまで参考価格ですけれども、市場価格で出回っているものが、2027年の基準達成100%以上のものにつきましては、やっぱり値段は高くなっております。畳数にもよりますが、20万円程度はします。（「だから、幾らで何台ぐらいになっているのかというのを知りたいのでは」と呼ぶ者あり）そこは今の基準と2027年基準の価格は……

○井上敏文議長

後で答弁しますか。

○町民生活課長（吉原和彦） 続

すみません。

○井上敏文議長

古賀議員、さっきの質問は後で答弁させますので、よろしくお願いいたします。

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

事業説明書の5ページ、小規模事業者物価高騰対策支援事業ですけれども、ここで個人と法人とあります。それで、支援対象者には申告で営業収入があった町民と書いてありますが、これは確定申告等の提出書類というのはここに書いていないんですけど、その辺を教えてください。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

申請に当たりましては、営業収入があった町民の方というのは町民生活課のほうで把握をされておりますので、手続としては、交付申請書兼請求書をこちらのほうから送付して、その内容に間違いがなければ返信用封筒で送り返していただくと。送り返して受付をして、大体3週間をめどに支援金を交付するという流れで考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、営業収入とかの書類というかな、そういうのは出さなくていいということですか。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

確定申告書の写し等は特に提出書類としては添付していただくことなく構いません。

以上であります。

○井上敏文議長

7番池田議員、よろしいですか。（「了解です」と呼ぶ者あり）

山田町長。

○町長（山田恭輔）

古賀議員の御質問に答えていいですか。

○井上敏文議長

先ほどの答弁保留になった分ですね。山田町長。

○町長（山田恭輔）

一概には言えませんが、およそでいけば1.5倍から2倍に高くなるというふうにネット上は書いてあります。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

10万円の補助というのは、40万円かかっても結局10万円しかもらえないということですよ。例えば、家族が多いリビングはやっぱり20畳用のエアコンをつけますよね。半額負担ということは検討されなかったんでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

町としても限られた交付金の中でいろんな支援策をする一つの事業としてやらせていただ

いていますし、先ほど申し上げましたように、ほかの自治体には先行事例が幾つかありますものですから、そこも調査の上、今回、制度としてはつくらせていただいています、やはり個人の財産に対する支援として、不文律とは言いませんけれども、やはり我々役所の暗黙の了解として半分以上はしないというのは一つ——何が根拠かと言われるとあれなんですけど、やはり個人の資産形成になるものについての支援というのは、これに限らずですけど、一つの目安として2分の1というのもありますし、実際、エアコンについてはほかの自治体も2分の1ということにさせていただいていますので、あくまでも価格高騰による買い控えというところの背中を押すという意味で今回は支援をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

2点ほど質問をいたします。

1つは、事業説明書の9ページです。ここではスポーツ団体に対しての支援です。これはユニホームの問題です。

スポーツ団体のメンバーには入っていないけど、スポーツ吹き矢があるというのは町長も御存じだと思います。この間、ネイブルで西部地域の大会をいたしました。町に今2つのチームがありまして、それぞれユニホームを持っているんですけども、そこに対して補助がないのかどうか。補助をすべきでないかということで1点目にお聞きします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

御質問にお答えしたいと思います。

今回の分は町のスポーツ協会の備品としてユニホーム等を整備しますので、スポーツ協会に加入をされていないほかの団体については、この交付金は使えないということになります。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

いや、それは分かって聞いているんですよ。だから、そういうふうに狭めなくていいんじゃないかなということで検討を求めたいと。町長、これはどうですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

そうですね。先ほどもエアコンのことで御質問いただきましたけど、国の交付金を前提にして各自治体はいろんな対策を取っております。正直、今回で江北町の隅々に至るまで価格高騰対策ができているとは正直思っていないんです。まだまだというか、さらにというか、支援をしないといけないところも多分あるんだろうというふうに思いますし、財源との関係があるものだから、ひとまずこれでやらせていただいていますけれども、今回、御指摘、御質問いただいたことについても、当然これからまだまだ恐らくこういう対策は取っていく必要があるというふうに思いますから、その中の検討の素材とさせていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

それはぜひ検討してほしいと思いますけれども、今回の事業は令和 8 年度江北町物価高騰対策事業についてということで、事業費総額が 1 億 8,907 万 3 千円と。その中で、今回は 1 億 1,223 万 5 千円、これを活用するということで 9 つの事業が上げられておりますけれども、先ほどの論議の中で、この事業で使い切れなかったら国庫に返納というのは、この金額も対象になるのかどうかということをまずお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

返納というか、もともとまだもらっていませんので、もし町が請求したら、その限度にももらえるということなんです。だから、それを先ほどから分かりやすく返す必要があるという言い方をしているんですけど、返す必要があるわけではありません。けれども、せっかく国

のほうがくれると言っているわけですから、これはきっちり町として使った方がいいと思っておりますので、先ほど申し上げたように、事業をやってみないと実際の事業費がどのくらいになるかという不確定な事業も幾つかあるものだから、ある程度余裕を持って事業費としては組ませていただいて、その事業の進捗によって財源としては振り分け、調整ができるような形でやらせていただいていますので、返す必要があるというのが、せっかく受けた内示どおりもらえないことがあるのかということにいけば、町のほうで事業をしなければ、それはあり得るということです。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

使い切れれば、返す必要はないということですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）

私は今回の事業内容については問題はないと思っているんですけども、3つの事業について私はこれは問題だと思っているのが、1つは省エネエアコン購入支援事業と、それと、農業者物価高騰対策支援事業、それから、3つ目が小規模事業者物価高騰対策支援事業、この3つのところに、こういうただし書が書いてあるんですよ。2ページを見てください。町税（住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）、そして、保育料、幼稚園利用料、公営住宅使用料、下水道使用料の滞納がある場合は交付しないと。こういうただし書をつけた理由、そして根拠、それを説明を求めたいと思います。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

土淵議員の御質問にお答えします。

支援金につきましては、言うまでもなく国民の税金が原資となっております。納税の義務を果たしていない方に支援金を交付するというのは、社会通念上、不適切であるというふうに考えております。また、ほかの自治体の事例を見ても滞納者を除くとされているところが多いという実態がございます。誠実に事業を営んでおられ、法的な義務を果たしている方に支援金というものは交付すべきものと考えているところであります。

以上であります。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

私は法的根拠を聞いています。だから、町にそういう条例、規則があるのかどうか。

もう一つですけれども、財源の問題を言われました。これは国の政策ですよ。町も幾らか出すわけですから町税ももちろん関係あるわけですけど、でも、主要には国の税金なんです。

今、この除外された人がどれくらいおられるか、後で分かれば教えてほしいんですけど、そういう方々も国税の中で消費税は皆さん払っているんですよ。だから、先ほどの課長の説明は、それは根拠がないということを指摘しておきたいと思います。いわゆる国税の中で一番多い税額は何ですか、宮本課長。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

国税の中で一番税金の収入が多いものということですかね。（発言する者あり）所得税だと思います。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

全く認識していないですね。国税の 8 割を保障しているのが、その中でも 1 番が消費税です。24兆円。その次、法人税、所得税です。この 3 つで 8 割。8 割のうちのほとんどを消費税が占めているんですよ。そういう認識をきちっとしていただきたいと思います。だから、先ほどの宮本課長の説明は納得ができないということです。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これは行政哲学と言ってもいいかなというふうに思っているんです。先ほどの消費税の話は、ぜひ御党のほうでまた国政でも議論していただいたらいいと思うんですけど、先ほど土渕議員が 3 事業質問があるとおっしゃったですよ。その時点で、どの 3 事業を御質問され

るかは我々も予測をしておりました。というのは、この除外規定のところを多分問題視されるんじゃないかというところまで我々としては予測もしましたし、単純にほかの市町がやっているからというだけで除外規定を入れているわけではありません。もちろんほとんどの事業は入っています。なぜなら、一番簡単に言うなら、本来なら払っていただくべきものを払っておられない方に、これは現金で支給するものですから、それで税金を今度払われるということになれば、もともとそれは支援ということとは違うわけです。ですから、法的な根拠というよりも、やはり我々の行政の哲学だというふうに御理解いただいたらいいかなというふうに思います。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

ということは、法的根拠はないし、条例上の規定もないと。いわゆる町の行政の恣意的な判断だというふうに言わなければならない。それはそのとおりです。

問題は、もう少し言いますと、数字をお聞きます。

先ほどの町税ですね、いろいろありますけれども、これで何人ぐらいが滞納とか、いわゆる対象にならないのかと。それから、保育料で何人ぐらいあるのか。それから、幼稚園利用料で何人ぐらいあるのか。公営住宅使用料、下水道使用料あたりで数字が分かれば教えてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

出納閉鎖が5月31日でありまして、現在、そうした数字については今集計中ではありますが、あくまでも制度として、そうした制度で今回させていただいているということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

人数は言えないということだろうと思うんですけども、それはまたいつか質問します。

ただ、条例でもないですね。今、町長は哲学と言われたですね。物の考え方ですよ。私はそこが間違っているということを言いたいと思うんです。（発言する者あり）いやいや、ちょっと待ってくださいね。私が今質問をしているんだから、後で答弁して。なぜ間違っているかという、いわゆる税金を払えない、保育料を払えないのは、それなりに理由があるんですよ。それをこういう形でいわゆるペナルティーをかけるということなんです。ペナルティーになっているんじゃないですか。

ペナルティーというのを私は調べてみました。日本語でいいますと、罰則なんです。罰金なんです。そうでないと言うなら、今、哲学と言われたですね。哲学というのは、地方自治体の地方自治としての哲学ですよ。じゃ、どういう哲学があるのか。私は本来なら、住民の健康と福祉、暮らしを守るとするのはこの地方自治の原点だと思います。だから……

○井上敏文議長

土渕議員、議論が長くなっておりますけど、この議案についての具体的な質問をしていただきたいと思います。基本的なこと……

○土渕茂勝議員（続）

いやいや、基本的な問題でしょう。いわゆるこの対象から外すというのは大きな問題だということを言っているんですよ。町長からそれは哲学と言われたから聞いているんですよ。哲学から考えても、それは成り立たないということを指摘しております。

これは排除することによって、この項目をなくすことによって、どんなマイナスがあるのか、積極的なプラスがあるのか。それは私は全くないと思います。むしろそういう人たちを差別すると、そういうことになると言わなければなりません。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

哲学に間違いとか正解はないんですよ。おっしゃったように、考え方が違うだけです。町としてはそういう考え方を取っているということなんです。

もちろんいろんな御事情で税金を滞納されている方がおられる。保育料を払っておられない方がおられる。もしそういう御事情があれば、例えば、減免もあったり、免除もあったり、実はそういう手続もあるんですよ。その上でお支払いいただくということになっているにもかかわらず、お支払いをいただいていないということであるわけですから、先ほど申し上

げたような考え方を取らせていただいているし、それは多くの自治体でも多分同様の、言ってみれば哲学というんですか、考え方を取っておられるということを御参考までに申し上げただけであります。

以上です。

○井上敏文議長

土渕議員、哲学とか基本とか、そういった原理原則じゃなくて……

○土渕茂勝議員

大事なことを私が言っているのは、このただし書は排除してくださいということを言っているんですよ。そのことについての執行部の考え方を今聞いているんです。

今、町長が答えられました、いろんな方法で今対応していると。それが私は町の仕事だと思うんです。そういう方々に寄り添ってこの問題を解決すると。でも、今回の措置はそうじゃないんですよ。ただ排除するというだけです。本来ならこういうふうに住生活、経済が困難な方々に寄り添って、今、町長が言われたように、いろんな方法を考えて払えるようにするというのが大事なことです。そのことは町長も私も一緒だと思うんですよ。だから、それとは違うんじゃないかと私は言っているんです。

もう一つ聞きますけれども、これまでやってきた元気クーポン券もそういうふうにしてこういう人たちを対象から外しておりますか。

○井上敏文議長

元気クーポン券ですね。（「いや、これが出ていますから、外していますか」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

土渕議員の御質問にお答えします。

元気クーポン券につきましては、町民である方全てに配布をしております。外しておりません。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

だから、結局、そういうことなんです。これは国の物価対策なんですよ。町で単独でしているんじゃないくて、主な財源は国の金なんです。そして、この国の金についていいますと、この排除される人たちも消費税という形でちゃんと払っているということです。だから、これは排除する必要も根拠もない。そして、これを排除することで、むしろ町民の間ですごく違和感が出てくると思います。また、行政の在り方として私は問題があるというふうに思います。だから、これは削ってほしいということを改めて求めたいと思います。（発言する者あり）

○井上敏文議長

先ほど使用料について滞納があった場合は交付できないという町の執行部の答弁は出ております。それ以上はできないんじゃないかと思う。（発言する者あり）堂々巡りみたいになって、なかなか平行線で結論が出ないんですが、滞納があった場合には交付できない、こういう答弁が出ておりますので、それ以上は答えられないということだと思んですが、山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員から今回はこの除外規定を外すつもりはないのかという御質問だと捉えれば、先ほどから考え方も申し上げました。これは補助金ではありませんけど、補助金の交付規則には実は同じことが書いてあります。それだったら規則を外せということなのかもしれませんが、いずれにしても、今回御指摘いただくようなことは中でも検討しましたし、多分、御指摘いただくだろうということも予測もしました。その上で、先ほど地域づくり課長が最初に答弁したとおりでありますけれども、あえてその後も御質問いただきましたので、町の考え方として申し上げましたけれども、いずれにしても、そうしたことも想定した上で、今回、補正予算のそれぞれの事業の中でこの除外規定を外すつもりはありません。

以上です。

○井上敏文議長

6番土渕議員、今の質問に対して答弁は出ておりますので、それ以外のことであれば質問してください。（「いやいや……」と呼ぶ者あり）もう同じです。

○土渕茂勝議員

今の答弁について、そこまで言われるなら、町政の在り方としてはそれは許されないということを一言言っておきたいと思います。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

それでは、事業説明書の 5 ページをお願いします。

真ん中辺に米印の 3 で集落営農法人は対象外とありますが、集落営農のほかにも町内には法人の農家はあると思いますけど、それは対象になるわけですかね。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

集落営農以外の農業法人、町内に 7 社ございます。これらの法人は、農業生産活動に加えて、例えば、飲食店の経営であるとか観光農園の経営といった商業面の事業活動も行われているというところでありますので、どちらか一方ではなく、両方とも支援をするということで考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

そしたら、4 ページのも両方受けられるということでもいいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）了解です。

もう一ついいですか。

○井上敏文議長

はい。

○田中宏之議員（続）

1 ページです。物価高騰対策地域活動支援事業ですけど、先ほどこれは集会所の畳替え等にも利用できるという説明を受けましたけど、畳替えじゃなくして、教育委員会にお願いですけど、フローリングなんかにした場合は公民館のほうからも幾らか補助が出ていると聞いていますけど、そういったものと併用した使い方は今回できますか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどのフローリングについては、バリアフリーの観点から、その部分については教育委員会の予算の補助対象となっておりますが、畳替え、ふすま替えについては維持管理ということではできないということで……（「そういう質問じゃない。フローリングの補助を教育委員会からもらった上で、この交付金もあげられるのかと」と呼ぶ者あり）

教育委員会の補助でもらっているところも、今回の補助で畳替えをしていただいても結構かということで……（「畳替えじゃない。フローリングに替えた場合、両方受けられるかと」「畳からフローリングに替えたやんね。それを……」と呼ぶ者あり）事業費としてですね。そこはできます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

同じことに対して、同じ金額に2つのところから補助ということも、これも哲学じゃないですけど、やっぱりルールがあるものですから、せっかくほかの補助金があるんだったら、それはそれにしか使えない補助金なものだから、それを使っていただいて、もしかすると自己負担分があったり、ほかにもする必要があったりするのであれば、それは今回、自由度が正直高いんですよ。今までも再三、畳替えも何でできないのかとか、いろいろ要望もいただいていたところも含めて、今回、物価高騰対策として区の活動維持に支援をしようということなので、既存の補助はぜひ活用していただいて、それに追加していただいてもいいし、ほかのに使っていただいてもいいですけど、例えば、フローリングにするのに100万円かかって、こっちから100万円もらって、こっちも100万円これに使うことにしたとかはできませんよというだけです。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

どこの集落も一緒だと思いますけど、最近、椅子が多いですもんね。ですから、幾ら畳替え

しても、椅子とかを使えばまたすぐぼろぼろになるから、せっかくこの際ですからフローリング等に替えるところもあるかなと思います。

これはバリアフリーにしないと、公民館のほうからはフローリングの補助は出ないんですよ。その辺はどうなっていますか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

集会所等整備補助金については、バリアフリーの観点から畳からフローリングへの変更は認めておりますので、バリアフリーの観点からでないとは補助は出ません。

以上であります。（「違う。フローリングだけするのも、バリアフリーということでもいいのかと聞かれている」と呼ぶ者あり）畳からバリアフリーに替えて、椅子を使って敷居をなくすということであれば可能であります。

以上であります。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

そしたら、教育委員会でそれはずっと受付しているわけですか。今回の物価高騰対策と併せてできるような体制になっていますか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

集会所の補助金については当初予算のほうで計上をさせていただいております。大体夏ぐらいに公民分館長会の際に来年度の予算で整備される分を調査しまして、毎年、大体3団体ぐらいを当初予算のほうに計上させていただいております。

以上であります。

○井上敏文議長

よろしいですか。9 番田中議員。

○田中宏之議員

そしたら、今年の場合は物価高騰対策の補助金とは一緒には間に合わないということですかね、フローリングにした場合。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

今回については、8年度の予算で3地区整備をするようになっているんですけど、それ以外の区については今回の集会所の支援金と併せてということにはならないかというふうに思います。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

事業説明書の7ページに物価高騰対策学習機会確保事業の事業の概要に要保護及び準要保護世帯の児童・生徒に対しというようなことで説明をされておって、4行目に塾や通信教育とありますよね。要保護や準要保護世帯だけでなく、認定されていない方も塾とかに行かれていない方というのはたくさんいらっしゃると思うので、この塾というのは文言的にいつてふさわしくないんじゃないかなと思ったんですけど、そこら辺を1点お願いいたします。

それともう一点が、9ページのスポーツ活動物価高騰対策支援事業で350万円今回上がっております。スポーツの町宣言から50周年の事業ということで、各体協の種目別に金額を提示されて、事業内容、どういったのを計画してくださいというようなことでアンケートを取られております。

その後にこの物価高騰対策の事業が出たんですけど、この350万円を17種目で単純に割ったら、1種目当たり20万5千円ばかりになるんですよ。ただ、そういうわけにはいかないと思うんですけど、一番高い種目と安い種目でどれだけの開きがあるものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

西原議員の質問にお答えしたいと思います。

前半の塾に関する費用について御質問ですけれども、今回の支援金につきましては、物価高騰の中にあつて特に生活が厳しい世帯を対象に給付するものでありまして、学習塾だけではなくて、学用品や参考書に加え、進学に係る受験料や模擬テストなどの費用を想定しております。

塾に行くかどうかは、本人、保護者が決めることでありまして、世帯所得にかかわらず、今回の事業によって平等に選択できる環境を整えるべきと考えたところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の整備で一番高いところは軟式野球の一般と壮年の部が合わせて50名で約100万円、一番少ないところが柔剣道が3名で約2万4千円になります。

以上であります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

1問目の教育長が説明されました。試験を受けたりとか、そういった文言を入れられれば何ら私どももあれじゃなかったが、塾というのは、基本、さっき言ったように行く子もおれば、行かない子もおる。要保護、準要保護の認定を受けていなくても個人の考え方一つで行ったりするものですから、そこら辺の文言はふさわしくないかなということで、これは議運の中でも話をしました。今、教育長が説明された試験を受けたりとかというのであれば私は何らあれじゃないんですけど、そこら辺の文言の使い方ですね。

2問目なんですけど、すごい開きですね。先ほど坂元課長が言われていました。その前に休憩時間に聞いていましたけど、野球で100万円。今まで剣道あたり、私は四、五十年携わってきていますけど、ユニホーム一つそろえてもらったこともありません。そういう部活もあれば、野球のように上下そろえてと、それはおかしいんじゃないですか。どう考えても納得できません。

基本、スポーツをしている町民というのは、昨日、私ども剣道の総会がありました。実際

この説明をしたら、子供たちには補助金は該当しないんですかと言われました。親ばかりじゃないんですよね、スポーツで江北町の名声を上げている人というのは。そういったところを考えてもらわないと、毎回毎回、恩恵にあずかっている部とそうでない部があるというのを課長は知っておいてもらいたい。

ユニホームを作っています。何年に1回か、3年に1回か幾らか、ユニホームをずっと整備されていきましたよね、前、体協で。（「今はしていません」と呼ぶ者あり）今はしていませんけど、ずっとしていたんですよ。そういったときにも一度も私どもは恩恵にあずかったこともない。今聞いたら、100万円と。多分うちあたりは5名だから5万円前後だと思うんですよね。これはどう考えても私はおかしいと思う。

だから、そこら辺でそういった協議がされたものなのか。この件については、ちゃんと納得できるような答弁をいただきたいと思うんですけど。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

今回の支援についてはスポーツ協会への支援となりますので、今のところ事務局の案として試算をいたしております。購入の際には、スポーツ協会の理事会及び種目部長会を開催しまして説明をした後、ユニホーム等の整備は行いたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

だから、今まで私どもはそういった恩恵にあずかっていないから、基本、ユニホームは個人で準備するのが当たり前という考えなんです。それよりか、例えば、グラウンドの整備をしてくださいとか、そういったのが先なんじゃないですか、私からいえば。それがみんなに還元できる一番のあれかなと思うんです。羨ましいと思って、ずっと見ていたんですよ。3年に1回ずつ、そういった大きな団体だけがユニホームの更新はできて、私どもは一回も恩恵にあずかっていない。今回、これも町名を入れたりするワッペンなんですよ。そういったのを整備、これはスポーツの町宣言50周年、5万円ぐらい予算を今計上してもらっています。その中で準備できるものといったら、ワッペンだとか、たれにつける名前だとか、これには

全部江北という名前がつくんです。

だから、同じスポーツをしていて、それだけの開きが出るというのは私はおかしいと思うんですけど、そこら辺の検討をぜひ、今後活用するのであれば、体協の理事会にかけられるのは分らんことはないんですけど、説明がちゃんとできるような体制を取ってもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

今後、体協の理事会及び種目部長会のほうには事務局の案を出させていただいて、そちらのほうで協議をしていきたいというふうには思います。今回の分はあくまでもスポーツ協会の備品として整備をしますので、スポーツ協会の中で協議をしていきたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私、文化協会もスポーツ協会も会長なものですから、利益相反的なところがあるので、あんまり言わないほうがいいかなと思っていますけど、実はこの予算の検討をする中で、さっき教育委員会から一部答弁のあった、各種目ごとの上下50人分とか、そういうのまで金額が入っていたんですよ。でも、逆にユニホームを作らないところにはわざわざウインドブレーカーをやると書いたりしてあったものだから、実はそこがうまく整理ができていなかったです、正直言うと。ただ、今回、スポーツ協会に対する補助ということなものですから、当然、そういうユニホーム等を整備するために350万円を上限に補助をするというふうに町の予算としてはぜひ御理解をいただければ、こう言うとなんですが、これから恐らく体協の中でも調整をする必要があると思いますし、ぜひ今回御指摘いただいたことも踏まえて、あまり不公平感がないようにしないとですね。ユニホームも、安いのは何千円のもあれば、何万円も、しかも、50人もというところもあれば、3人とか、大分ばらつきが正直あるんですよ。

ですから、事業説明の中に会員数を書かせていただいています。体育協会の会員数が404名で350万円、この前のページの文化協会が254名で150万円ということなので、これを上限にこの協会を通じて支援をするというふうに御理解いただけたらいいかなと。

というのも、文化協会のほうも文化協会のほうで、私はやっぱりスポーツの町というのは、スポーツ優先の町でも、スポーツ偏重の町でも、スポーツ第一の町でもなくて、スポーツも文化もというふうに思っています。なので、今回50周年を機に、文化とスポーツの両方を我々は見えていく必要があるということをきちんと言いたいと思っています。

ただ、ちょっと違うところは、スポーツは県民スポーツ大会で町の代表で出たりされるんです。ただ、文化協会というのは、それぞれの自分たちの活動をみんなで支援しようという団体の性格の違いはちょっとあるかもしれません。そういう中で、文化協会は今まで文化発表会を、ああいうつい立てとか、重い椅子とか机とかを運んで、町からお下がりしたようなものを使われていたんですけど、やっぱり会員も高齢化して、なかなかそういうのを運ぶのがままならないと。ですから、高齢化も受けて、本当は更新する必要がある資機材をきちんとここでそろえることで文化活動も維持してもらいましょうというようなことには今しているんですけど、町の予算としては、文化協会、スポーツ協会に価格高騰対策の補助をこの金額を上限でやると。それぞれの団体としては、そうした資機材であるとかユニホームなどをそろえるために使ってもらうんだということでぜひ御理解をいただいて、先ほど御質問いただいたところはこれから実際、また丸投げじゃなくて、ぜひそこは教育委員会でしっかり交通整理をしてもらう前提で御了解いただければと思います。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

確認なんですけど、どうも今話を聞いていると、今度、スポーツの町宣言の50周年のときに各種目に予算を振り分けされていますよね。それがこの財源ですか。とはまた別でしょう。いやいや、そこをはっきりしとってもらって。

それはどういうことかという、スポーツの町宣言のは一律5万円なら5万円とお聞きしたんです。先ほどから公民館の整備あたりも合算してできないだろうかと言われているから、昨日、私どもの総会のときに、明日、議会があるから、内容を聞いてみてからの協議ですが、今度うちがまた物価高騰で予算がつくようであれば、その50周年と合算していろんな整備ができるんじゃないかなというようなことで話を今しているんですけど、そこら辺は50周年の分はいろんな計画書を取っているわけですよね、こういうものに使いたいというのを。もしあれであれば、その50周年と今度の物価高騰と合算してできるかなと。そこら辺がもし分か

ればお願いいたします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

既にスポーツ協会のほうに50周年の名目で予算として持っておられるのが90万円あります。これはこれまでのコロナ禍とかいうことの中で事業がされていなくて監査からも指摘を受けたものだから、一定整理をさせていただいて、50周年記念のというような事業で90万円かにしていました。

ただ、元をただせば、本来、ユニホーム等を更新するのを町制70周年のときにしようとしていたのが、なかなかスポーツ活動ができなくてやめていたものを今回整理したんですよね。だから、金額でいえば90万円とこの350万円は別です。ただ、90万円でユニホームを替えたりできないわけです。ですから、今回、90万円をどこまで各部に行っているかは詳細はよく知りませんが、先ほどおっしゃったように、90万円とこの350万円とを使って、正直言うと、そんなに何回もこんなことできないですから、価格高騰対策ということでできるときにやっておかないといけない。ただ、そこは悪をつくらないようにする必要がある。ここで漏れたら、次、いつ今度またしていいですよというのは約束もできないものだから。だから、向こう何年か、それこそユニホームでいけば10年ぐらい、きちんと皆さん納得して使っていただけるような事業にさせていただきたいと思いますし、教育委員会はぜひそこをうまく裁かないと、少し見切り発車でいっているようなところがあったりして、その整理をきちんとさせてもらいたいと思いますけど、いずれにしても、90万円プラス350万円ということで、別の予算です。

○井上敏文議長

よろしいでしょうか。

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

事業説明書の1ページです。

物価高騰対策地域活動支援事業ですけど、この支援金額のところ①と②、対象経費が①と②とありますよね。これは併せてできるのか、その辺がよく分かりませんでしたので。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

書き方がまずかったなと思います。さっきも言ったんですけど、支援金額の積算根拠なんです。ハード分として30万円、それと、世帯割でソフト分としてということなんですけど、今度、区にお渡しするときはこれは総額でお渡しをします。なので、この分はハードに使う必要がある、この分はソフトに使う必要があるということではないので、①、②で書いているが、ア、イだと思っていただけたらいいと。積算根拠と使い道まで併せて区別はしておりません。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、例えば、併せて②に使えるということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

その②ですけど、各地区が主催する祭りや区役と書いてありますけど、活性化補助金だったですか、どっちだったですか、例えば、今度おくんちとかありますけれども、その神事関係にもこれは使えるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

さっきと同じで、同じイベントとして30万円しかかからないのに、活性化補助金で30万円もらって、こっちのも30万円充てることはできないです。なので、既存の事業で特定目的で使えるものは使っていただいていいというふうに思います。本来、いろいろ宗教が云々というふうにありますけれども、あくまでも今回は区の活動を維持するための支援ということですから、そこで御理解をいただけたらいいかなと。

例えば、補助金だったら、どんなことをやるのにこれに対して幾らという出し方をしますけど、ハード、ソフトの区別もしておりませんし、子供クラブも含めて、老人クラブも、区の活動のいろんな事業にやっていただくということで御理解いただけたらいいかなと思います。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

多分、おくんち等には活性化補助金は使えなくなったと思います。例えば、地域の祭り、盆踊りとか、そういうのには今回の分が使えるということですね。分かりました。いいです。

○井上敏文議長

ほかに。1 番酒井議員。

○酒井明子議員

全般的にとっても大切な内容を掲げてくださったなとは思っているんですけども、先ほどのスポーツ関係、文化関係はこれに上げないと先に進まないということで上がっているのは納得するしかないのかなという複雑な心境であります。

物価高騰対策なので、本当に困窮されている方々を考えて、例えば、一例として、学校に行っていないお子さんをお持ちの方々、やっぱりその方々はお仕事ができないわけなんです。そういうざるからこぼれた本当に困窮していらっしゃる方々がたくさんいらして、あと、ダブルケアで、おうちでお子さん、高齢の方を見ていらっしゃる方々もいらっしゃいます。そういう方はもちろんお仕事できません。だから、そういう福祉関係のことだったり、本当にお仕事ができない方々への物価高騰対策というのは考えの中に上がらなかったのかどうかをお聞きしたいです。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどから申し上げていますが、今回が最初で最後の物価高騰対策でもありませんし、決して町だけで物価高騰対策をやれということになっているわけではありません。当然、各課を通じていろんな情報収集をし、町として今回予算としてこうやって仕立てさせていただきましたものですから、これで足りるというふうに思っているわけでもありません。

先ほど土淵議員からもスポーツ協会に入っていないなくても自分たちはやっているんだぞとか、そして、今は福祉的な要素をと。今回は要保護、準要保護のところはしていますけど。これに入っていないから町はそういうことに不熱心だなんてはぜひ思わないでいただきたいし、これからもぜひそういう声を逆に議員の皆さん方からお届けいただければ、そうしたことについては町としてもしっかり受け止めさせていただきたいというふうに考えていただければいいかなと思います。

○井上敏文議長

よろしいですか。1 番酒井議員。

○酒井明子議員

今後、この件に関してはずっと言っていきたいと思っていた内容ですので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁はいいですね。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。6 番土渕議員。反対討論ですよ。

○土渕茂勝議員

令和 8 年度江北町物価高騰対策事業について反対の討論をいたします。

この事業は、主に国の財源に基づいて、物価高で困っている地域住民の方々に対する施策を進めるために出されるものです。今回、総事業費 1 億 8,977 万 3 千円、そのうち今回の提案分が 1 億 1,223 万 6 千円です。中身は論議もされました。9 つの項目がございます。内容としては私は賛成をするというふうに考えております。ただ、その中で、先ほども質問をしましたけれども、3 項目ですね、省エネエアコン購入支援事業 2,017 万円、農業者物価高騰対策支援事業 1,259 万 4 千円、小規模事業者物価高騰対策支援事業、この 3 つの点については、先ほども述べましたけれども、これを受けられないという方々が出てきております。その理由は、町税（住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）、保育料や幼稚園利用料、公営住宅使用料、下水道使用料の滞納がある場合は交付をしないというふうになっております。この 3 件いずれも全ての町民が申請できるというのが本来あるべき姿だということで、この物価対策はやられていると思います。ちなみに、私は先ほど元気クーポン券のことをお聞きしましたけれども、元気クーポン券ではこのような排除項目はなかった、全員に配付した、これが私はこの物価対策としては重要ではないかと思います。

それと、こうした税金が払えない、保育料が払えないという方々にはそれぞれ理由があるし、経済的な弱者でもあります。それについては、そういう方々に寄り添って町は対策を練

ると、そのことが大事であるということは町長も言われております。今回、物価対策としてやる政策の中で、こうした人たちを排除するという根拠は全くないと思います。

そういう意味で、この議案の全体について反対するものでありませんけれども、この項目というのは町の行政の在り方としても許されないことではないかということを述べて、反対理由としたいと思います。

○井上敏文議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたしますが、賛成者の方、発言。9 番田中議員。

○田中宏之議員

ただいまの反対討論に対しての賛成討論をしたいと思います。

6 番土淵議員は税金を払っていなくても対象にするべきということでございます。ただ、私としては、あくまでもこの原資は税金です。税金ですから、税金を払っていない人を対象にしなくても当然だと思います。税金を払っている人も、喜んで払ってある方はおりません。生活を切り詰め、税金をどうしても払わなくてはいけないということで払っておられます。

そういった意味からも、今回のこの物価高騰対策事業はいち早く議決をしてもらい、町民の生活を安定させていただきたいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

○井上敏文議長

ほかに討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、議案第38号 令和8年度江北町一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決と決しました。

これをもちまして本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和8年第4回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和8年第4回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年6月30日

議 長 井 上 敏 文

会議録署名議員 池 田 和 幸

会議録署名議員 西 原 好 文

会議録署名議員 田 中 宏 之

局 長 大 島 浩 二

書 記 山 下 太 郎